

和歌山大学教育学部長選考に関する規程

制 定 昭和28年7月12日

最終改正 平成28年11月25日

第1条 学部長は、学部配置の専任教授のうちから学部の教授会の議を経て学長が選考する。

第2条 学部長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 学部長の任期が満了するとき。
- (2) 学部長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学部長が欠員となったとき。

第3条 学部長候補者の選定は、前条第1号に該当する場合においては、任期満了の1月以前に完了し、前条第2号又は第3号に該当する場合においては、辞任の申出を教授会が受理したとき、又は欠員となったときから、速やかに開始しなければならない。

第4条 教授会は、学部長候補者としての適任者3名を選出する。その方法は教授会が定める。

第5条 教授会は、前条により選出された適任者のうちから、学部長候補者を選定するための選挙を行う。

2 前項の選挙資格者は、学部配置の専任教員及び教職大学院専任教員とする。

3 選挙は単記無記名とする。

4 当選者は、有効投票数の過半数を得たものとする。

5 前項に該当するものがないときは、得票多数の2名についてさらに投票を行い、得票多数の者を当選者とする。この場合において、得票が同数であるときは、教授会が定めた者を当選者とする。

第6条 前条の選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。

第7条 教授会は、第5条の選挙の結果を、遅滞なく当選者に通知し、学部長候補者となることの同意を求めなければならない。

第8条 当選者が、学部長候補者となることに同意しないときは、第5条の方法を繰り返して選挙を行う。

第9条 学部長は、第7条により決定した学部長候補者を、学長に報告する。

第10条 学部長の任期は2年とする。

第11条 この規程の実施に関し必要な細則は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、昭和28年7月12日から施行する。

附 則（昭和30年4月14日一部改正）

この改正規程は、昭和30年4月14日から施行する。

附 則（昭和35年5月26日一部改正）

この改正規程は、昭和35年5月26日から施行する。

附 則（昭和36年6月29日一部改正）

この改正規程は、昭和36年6月29日から施行する。

附 則（昭和40年2月4日一部改正）

この改正規程は、昭和40年2月4日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日一部改正）

教育学部長選考に関する規程

この改正規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1618号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1864号）

この改正規程は、平成28年11月25日から施行する。